

各民設民営特別養護老人ホーム設置者 殿

東京都福祉保健局高齢社会対策部長
村田 由佳
(公印省略)

令和2年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金の評価加算に係る変更協議
について (通知)

標記の件について、下記のとおり令和2年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱(令和2年9月4日付2福保高施第970号。以下「交付要綱」という。)の別表の規定に基づく評価加算に係る変更協議書の提出をお願いします。

なお、今回の評価加算に係る変更協議は、令和2年11月13日付け「令和2年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱に定める評価加算の補助内示について(通知)」で決定した努力・実績加算の項目に変更が生じる施設のみが対象です。

記

1 提出書類

(1) 評価加算変更協議書関係 ※評価加算協議と同様、紙媒体での提出が必要です。

- ・変更協議書(参考様式)
- ・評価加算変更協議提出書類チェックリスト
- ・評価加算変更協議様式2及び施設区分
- ・評価加算変更様式2-1～2-2

※協議様式や記入例等については、下記URLを参照ください。

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/shisetu/tokuyou/tokuyoukeieisien/index.html>

2 提出期限

令和3年2月3日(水曜日)必着

3 提出先

東京都福祉保健局 高齢社会対策部 施設支援課 施設運営担当
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎26階中央
※郵送の際は封筒の表に経営支援補助金評価加算協議書在中と御記入願います。

4 お問い合わせ先

下記のメールアドレスへお問い合わせください。

<施設支援課メールアドレス>: tokuyou-unnei@section.metro.tokyo.jp

【留意事項】

メールの件名に「経営支援」の文言及びK番号「K〇〇〇」を必ず記載して下さい。

5 その他

書類の作成・提出にあたっては、別添『評価加算変更協議の手引き』に記載の内容をよく御確認のうえ、提出期限厳守での御提出をお願い致します。

6 注意事項

ア **努力・実績加算の変更協議は、今回限り**となります。**今回の内示額を上回る努力・実績加算の交付は出来ません**ので、努力・実績加算に変更が生じた場合は、必ず変更協議申請を行ってください。

イ 令和3年度の実績報告時において、努力・実績加算の報告値が、内示額及び交付決定額を下回る場合は、返還金が生じる場合がございます。

ウ 評価加算の変更協議にあたっては、その根拠となる書類等を5年間保管して下さい。

7 今後の手続きについて

ア 今回の評価加算の変更協議に伴い、全体の努力・実績加算の単価に変更が生じるため、令和2年11月13日付けの補助内示から努力・実績加算に変更が生じてない施設も、変更交付申請の手続きが必要になります。

イ サービス評価・改善計画加算（第三者評価：60万円、利用者調査：20万円）の交付決定を受けたが、令和2年度中に第三者評価又は利用者調査を行わない場合は、変更交付申請時に手続きをお願いします。

変更交付申請手続きの詳細につきましては、2月下旬頃に、別途、メール及び福祉保健局ホームページにてご連絡いたします。